

(令和4年2月28日発行)  
(2022年)

ひょうご発

生活情報レポート

# Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

## ～いよいよ4月から成年年齢が18歳に～ 18歳から大人！責任を自覚し消費者トラブルへ注意を！

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

成年に達すると、親などの同意を得なくても自分の意思で自由に様々な契約ができるようになる反面で、結んだ契約については**未成年者取消権**<sup>※1</sup>の行使ができなくなり、大人としての責任が生じます。

消費生活センターなどには、消費者トラブルに巻き込まれた若い方々からの相談も寄せられますが、未成年と成年では、トラブルの内容も大きく異なります。

そこで、若者の皆様や周りの方々に注意していただくため、代表的トラブル事例をご紹介します。

### ※1 「未成年者取消権」

民法では、未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ずに契約した場合、原則として、未成年者本人や法定代理人が契約を取り消すことができるとされており、未成年者の消費者被害を抑制する役割を果たしています。



消費者トラブル件数は、成年年齢に達した直後の「20歳」で著しく増加しています(図1)。  
未成年者は「化粧品」「健康食品」のお試し購入などネット契約が上位ですが、成年以降は「エステティックサービス」など対面契約が上位となり、平均契約額も高額になっています(表1)。

(成年以降のトラブル増加要因)  
・親などにことわらず契約ができる  
・未成年者契約の取消ができない  
・借金やクレジット契約が可能に

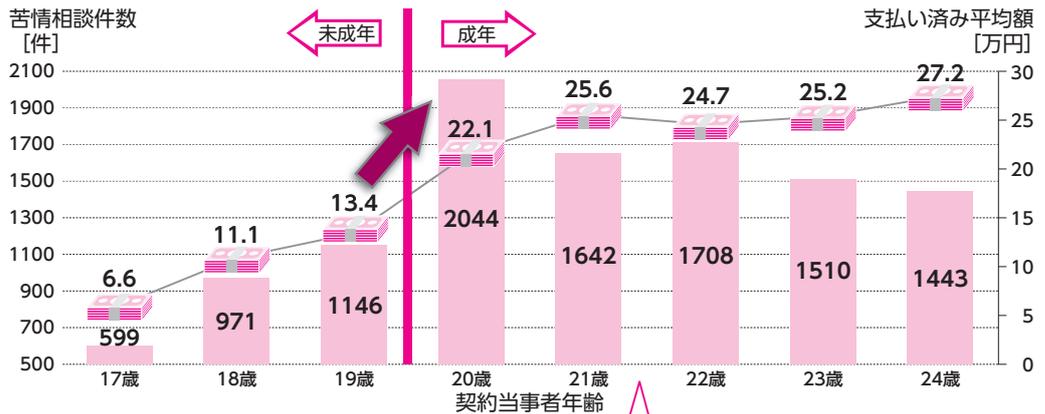


図1 県内における年齢別消費者トラブル相談件数と支払い済み平均額 (2016年度～2020年度の5年間)

	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
1	化粧品 22,518円	化粧品 22,760円	化粧品 19,328円	エステティックサービス 474,406円	内職・副業 その他 486,701円
2	健康食品 14,347円	商品一般	他の役務サービス	商品一般	エステティックサービス 338,801円
3	インターネットゲーム 275,110円	健康食品 8,995円	商品一般	内職・副業 その他 388,129円	商品一般

表1 県内における年齢別消費者トラブル件数上位品目と平均契約額 (2021年4月～10月)

# 成年なりたての人に多い消費者トラブル

## 「体験」だけのつもりで施術を受けたら・・・

### 「エステティックサービス」 20歳相談件数 No. 1

脱毛エステのネット広告を見て5000円の体験施術を申し込んだ。施術を受けた後に、店員から、「あと一人だけのお得なコースがある」としつこく勧められ、断り切れずに施術10回分コースや化粧品など、総額30万円ものクレジット契約をしてしまった。毎月の支払いが大変で、やめたい。(20歳女性)



●「無料」「体験」「キャンペーン」など、お得感を強調した広告にひかれて店舗に行った結果、断り切れず想定外の高額な契約を結んでしまう例が多く見られます。できるだけ当日の契約は避け、慎重に検討しましょう！

●事業者が倒産すると、ほとんどの場合、既に支払った代金の返金は困難です。長期間にわたる高額契約は避けましょう！

●契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、**クーリング・オフ<sup>※2</sup>**や中途解約（解約料の上限もあり）ができます。あきらめずにご相談を！

## 簡単に稼げるという副業のマニュアル(情報商材)を購入したら・・・

### 「内職・副業 その他」 20歳相談件数 No. 3

ネットで「スマホでできる副業。写真をアップするだけ」との広告を見つけ、4000円のマニュアルを購入した。詳しい内容が書いていなかったため、電話サポートを利用したところ、「50万円コースなら遠隔サポートも受けられる」と勧誘された。お金が無いと断ったが、「先に借金して支払って、儲けて返せばよい」としつこく言われ、断り切れず申し込んでしまったが、支払えそうにない。(21歳女性)



●情報商材とは、インターネット通販などで「簡単に稼げるノウハウ」などと称して販売されている情報のこと（PDFファイル、動画、アプリなど）。事前に内容を確認されず、後から「価値のない情報だった」などとトラブルになりがちです。広告や体験談を安易に信用しないでください！

●情報商材の購入をきっかけに、高額なサポートプランやセミナー等の契約に誘導され、借金やクレジットカード作成を迫るケースも見られます。「返金保証」に応じないケースや連絡がつかなくなるケースもありますので、注意しましょう！

#### ※2 「クーリング・オフ」

契約の申し込みや契約の締結をした後でも、一定期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。受け取った商品は事業者負担で返品され、支払ったお金は返してもらえます。サービスを受けた場合でも、対価を支払う必要はなく、損害賠償や違約金も請求されません。特定商取引に関する法律（特定商取引法）では、訪問販売など一定の取引（表2）が対象と定められています。クーリング・オフの通知は書面で行います（図2）。

表2 特定商取引法でのクーリング・オフ対象取引とクーリング・オフ期間（契約書面を受領した日を含める）

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	事業者が電話をかけて勧誘し、申し込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	長期・高額の契約を締結して行う次のサービス（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療）	8日間
連鎖販売取引	「他の人を販売員にする」とあなたも収入が得られる」と勧誘し、商品等を買わせる取引形態。マルチ商法・ネットワークビジネスなど	20日間
業務提供誘引販売取引	「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、その仕事に必要であるとして、商品等を買わせる販売形態。サイドビジネス商法・モニター商法など	20日間
訪問購入	消費者の自宅等を事業者が訪問し、消費者の物品を事業者が買い取る取引形態	8日間

※ 通信販売は対象外です

●クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書（はがき）で通知します。  
（期間内にはがきを出せば、事業者に届いていなくても有効です）
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便が簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。

郵便はがき

□□□-□□□□

〇〇市〇〇区〇〇町

〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇会社

代表者 様

契約解除通知書

①契約日 〇〇年〇〇月〇〇日

②商品名（またはサービス名）〇〇〇〇〇〇〇〇

③契約金額 〇〇〇〇〇円

④会社名 〇〇〇〇会社

⑤担当者名 〇〇〇〇

上記日付の契約を解除します。  
なお支払い済みの〇〇〇〇円を返金し  
商品を引き取ってください。  
〇〇年〇〇月〇〇日

（契約者）  
住所  
氏名

図2 はがきの記入例

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為があると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。クーリング・オフ期間を過ぎてもおきらめなくて、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者行政の推進に係る県・市町合同による首長表明

兵庫県と県内市町は全国に先駆けて、消費生活相談や消費者教育・啓発など消費者行政に力を入れてきました。県民の皆様の安全で安心な消費生活の実現を図るため、今後も県・市町協働で消費者行政を推進していきます。

兵庫県知事、神戸市長、姫路市長、尼崎市長、明石市長、西宮市長、洲本市長、芦屋市長、伊丹市長、相生市長、豊岡市長、加古川市長、たつの市長、赤穂市長、西脇市長、宝塚市長、三木市長、高砂市長、川西市長、小野市長、三田市長、加西市長、丹波篠山市長、養父市長、丹波市長、南あわじ市長、朝来市長、淡路市長、宍粟市長、加東市長、猪名川町長、多可町長、稲美町長、播磨町長、神河町長、市川町長、福崎町長、太子町長、上郡町長、佐用町長、香美町長、新温泉町長

●市町の相談窓口●

- 神戸市消費生活センター 078-371-1221
- 尼崎市消費生活センター 06-6489-6696
- 西宮市消費生活センター 0798-64-0999
- 芦屋市消費生活センター 0797-38-2034
- 伊丹市立消費生活センター 072-775-1298
- 宝塚市消費生活センター 0797-81-0999
- 川西市消費生活センター 072-740-1167
- 三田市消費生活センター 079-559-5059
- 猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110
- あかし消費生活センター 078-912-0999
- 加古川市消費生活センター 079-427-9179
- 高砂市消費生活センター 079-443-9078
- 稲美町消費生活センター 079-492-9151

- 播磨町消費生活センター 079-435-1999
- 西脇市消費生活センター 0795-22-3111
- 三木市消費生活センター 0794-82-2000
- 小野市消費生活相談コーナー 0794-63-1000
- 加西市消費生活センター 0790-42-8739
- 加東市消費生活センター 0795-43-0502
- 多可町消費生活センター 0795-32-3322
- 姫路市消費生活センター 079-221-2110
- 神河町住民生活課 0790-34-0963
- 市川町住民環境課 0790-26-1011
- 神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内) 0790-22-4977
- 相生市消費生活センター 0791-23-7149
- たつの市消費生活センター 0791-64-3250
- 赤穂市消費生活センター 0791-43-7067

- 宍粟市消費生活センター 0790-63-2225
- 太子町生活環境課 079-277-1015
- 上郡町消費生活センター 0791-52-1115
- 佐用町消費生活センター 0790-82-0670
- 豊岡市消費生活センター 0796-21-9001
- 養父市消費生活センター 079-662-3170
- 朝来市消費生活センター 079-672-6121
- 香美町消費生活センター 0796-36-1941
- 新温泉町消費生活センター 0796-92-2070
- たじま消費者ホットライン 0796-23-1999
- 丹波篠山市消費生活センター 079-552-1186
- 丹波市消費生活センター 0795-82-0996
- 洲本市消費生活センター 0799-22-2580
- 南あわじ市消費生活センター 0799-43-5099
- 淡路市消費生活センター 0799-64-0999

●県の相談窓口●

- 消費生活総合センター 078-303-0999
- 但馬消費生活センター 0796-23-0999

- 消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。
- 土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。



消費者トラブル防止に役立つ動画公開中！

兵庫県は、生活協同組合コープこうべや朝日新聞社とのコラボにより、消費者トラブル防止にご活用いただける動画を作成しました。ぜひご視聴ください！



兵庫県 消費 動画

検索

「くらしでお困りのことありませんか？」

コンビ芸人「女と男」が、日常生活にひそむ消費者トラブルをコントで演じます！



「ラップで対策!!悪質商法」

現役教師でラッパーとしても活躍中の「あきらめん」が、若者が遭いやすいトラブルを軽快なラップで伝えます！



# Focus!

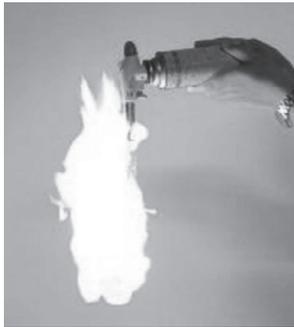
くらしを安全に

## ガストーチによる火災・やけどに注意しましょう！

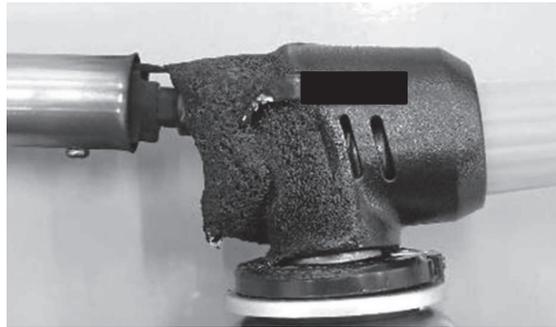
ガストーチは、ガスカートリッジを接続して火口から高温の炎を噴出させる器具です。近年、アウトドアやDIY、炙り料理などにガストーチを使用する消費者が増えています。製品評価技術基盤機構（NITE）や東京都の調査によると、**ガス漏れによる火災や、火口付近などに触れてやけどをするなどの事故が発生しています。また、安価な海外製のガストーチによる事故も増加傾向**にあります。

### 1 事故の背景

- ・ガストーチには公的な規格がないため、流通品の中には安全性が十分でないものがみられる。
- ・取扱説明書の注意警告内容が日本語で書かれていないものがあり、消費者に使用時のリスクが伝わりにくい。
- ・ガスカートリッジを接続するための環状ゴムパッキン（Oリング/オーリング）が熱で縮みやすいものもあり、継続使用によりガス漏れ・出火が生じる。



※下に向けて使うと異常燃焼した様子



※接続部から漏れたガスに引火し本体が焼損



真上から見た  
ガスカートリッジ接続部

### 2 消費者へのアドバイス

#### ○やけどに注意しましょう

受傷事故の多くはやけどです。火炎放射中はもちろん、消火後も数分間は火口付近が高温となっています。使用後は誤って触れてしまう恐れがない場所で冷まし、温度が下がるまでは触れないようにしましょう。

#### ○使用前にきちんと確認・点検をしましょう

- ・使用前に、取扱説明書にある「警告」、「注意」と表示されている内容をよく確認して、正しく使用しましょう。
- ・ガスカートリッジの接続前にOリングの状態を確認し、点火前には臭気の有無も確認しましょう。
- ・臭気を感じた場合はガス漏れの可能性がありますので、使用をやめましょう。
- ・ガストーチと異なるメーカーのカートリッジを接続して使用することは安全性が確認されていないので、指定のガスカートリッジを使用しましょう。

#### ○製造元や販売元が明確な製品を選びましょう

市場には、様々な製品が流通しています。なかには、極端に廉価な製品やメーカーのはっきりしない製品もあります。事故防止及び事故が発生した際の対応の観点から、製造元や販売元がはっきりしている製品を選びましょう。

本内容は、以下の公表資料より、引用・抜粋・転載したものです。

(独)製品評価技術基盤機構 令和3年度製品安全業務報告会資料 ガストーチの事故について 2021年11月30日

<https://www.nite.go.jp/data/000129537.pdf>

東京くらしWEB ガストーチによる火災・やけどに注意しましょう！～「ガストーチの安全な使用に関する調査」を実施～ 2021年3月15日

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/gastorch.html>

### 「消費生活情報プラザ」をご活用ください！

県立消費生活総合センター内の「消費生活情報プラザ」は気軽に消費者問題を学べる交流の場です。

●消費者問題に関係する書籍の閲覧 ●消費者問題に関わるグループの打合せや講座の開催  
など、消費者力アップを目指した活動に気軽にご活用ください！ （お問い合わせ：078-302-4001）

**Aらいふ** 兵庫県立消費生活総合センター  
相談啓発部 学習交流推進課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-302-4001

(消費生活相談) 078-303-0999

①消費生活総合センターホームページ

<https://www.seiken.server-shared.com/>

②兵庫県安全安心な消費生活推進本部ツイッター

<https://twitter.com/hyogoshohi>



①HP



②Twitter

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも

E-mail:[shohi\\_sogo@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shohi_sogo@pref.hyogo.lg.jp)

FAX：078-954-5640

03企②-30A4